



令和7年度病虫害発生予察注意報第4号

令和7年7月29日
埼玉県病虫害防除所

県内各地で実施しているイネ斑点米カメムシ類の畦畔・雑草地における発生調査の結果、1調査地点当たりの発生量が74.3頭と平年(19.7頭)の約3.8倍で、過去10年で最も多くなっています。

多くの種で捕獲虫数が多く、特にアカスジカスミカメ及びイネホソミドリカスミカメ、ホソハリカメムシ、クモヘリカメムシが平年比で約2～12倍と大量に捕獲されており、イネの斑点米の発生が懸念されますので、出穂期から乳熟期にかけての防除と定期的な除草を行ってください。

なお、出穂前2週間と出穂後2週間の、生息地(畦畔、雑草地、休耕田など)の除草は、カメムシ類を水田に追い込み、斑点米の発生を助長させるので避けましょう。

作物名 イネ

病虫害名 斑点米カメムシ類(アカスジカスミカメ、イネホソミドリカスミカメ、ホソハリカメムシ、クモヘリカメムシ)

1 注意報の内容

- (1) 発生地域 県内全地域
- (2) 発生程度 多

2 注意報発表の根拠

- (1) 病虫害防除所で7月中旬を基準に毎年実施しているイネ斑点米カメムシ類畦畔・雑草地発生調査の結果、1調査地点当たりの発生量が74.3頭と平年(19.7頭)の約3.8倍で、過去10年で最も多くなっている(図)。
- (2) 昨年は1調査地点当たりの最大捕獲数は72頭であったが、本年は26調査地点のうち6地点で100頭以上が捕獲され、300頭以上捕獲された地点もある。
- (3) 特に捕獲数が多かった4種の平年比は、アカスジカスミカメ(12.4倍)、クモヘリカメムシ(5.1倍)、ホソハリカメムシ(2.6倍)、イネホソミドリカスミカメ(1.9倍)となっており、約2～12倍となっている(表)。
- (4) 7月24日に気象庁が発表した季節予報によれば、関東甲信地方の向こう1か月の気温は高く、降水量はほぼ平年並と予想されており、今後も斑点米カメムシ類の発生に好適な条件が継続し、多発生が予測される。

3 防除対策等

- (1) 本県の水田畦畔等で捕獲される斑点米カメムシ類は、アカスジカスミカメとイネホソミドリカスミカメが大多数を占めている。両種は、成虫の移動能力が高いため、広域的な一斉防除が必要である。
- (2) クモヘリカメムシ、ホソハリカメムシなど比較的大型のカメムシ類は、寄生頭数が少ない場合でも大きな被害につながる可能性があるため、これらの大型種を本田で確認した場合は、必ず薬剤による防除を実施する。
- (3) 生息場所の水田畦畔や休耕田等の雑草管理（除草）を丁寧に行う。ただし、斑点米カメムシ類を水田へ追い込み被害が拡大する恐れがあるので、出穂前2週間と出穂後2週間は除草を行わない。
- (4) 周辺より出穂の早い品種・作型、あるいは周辺より出穂の遅い品種・作型では、被害が集中しやすいので防除を徹底する。
- (5) イネカメムシの防除対策については一般的な斑点米カメムシ類と異なるため、7月23日発表の[令和7年度病害虫発生予察注意報第3号](#)を参照して対応する。
- (6) 農薬による蜜蜂への影響を軽減させるために、蜜蜂の活動が最も盛んな時間帯（午前8時～12時まで）を避け、可能な限り早朝又は夕刻に行うなどの対策を講じる。

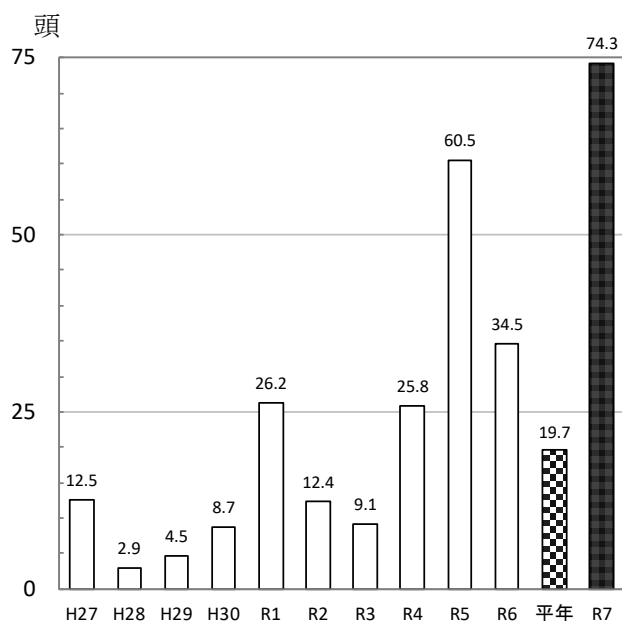


図 イネ斑点米カメムシ類畦畔・雑草地発生調査結果(1調査地点当たりの発生量)

表 イネ斑点米カメムシ類畦畔・雑草地発生調査結果
(種ごとの発生量)

種名	本年※1	平年※2	平年比※3
アカスジカスミカメ	41.9	3.4	12.4
イネホソミドリカスミカメ	24.7	13.0	1.9
ホソハリカメムシ	3.9	1.5	2.6
クモヘリカメムシ	0.5	0.1	5.1
シラホシカメムシ	1.1	0.4	3.1
トゲシラホシカメムシ	0.1	0.1	1.2
その他カメムシ	2.0	0.6	3.6

※1 捕獲虫数の平均値(頭/地点)

※2 過去10年間の平均値(平成27年～令和6年)

※3 平年比＝本年/平年



写真1 イネホソミドリカスミカメ成虫・幼虫



写真2 アカスジカスミカメ成虫・幼虫



写真3 ホソハリカメムシ成虫・幼虫



写真4 クモヘリカメムシ成虫・幼虫

表 稲のカメムシ類の防除薬剤例(地上防除・無人航空機防除両対応)

薬 剤 名	IRAC コード	使用時期	使用回数
キラップフロアブル	2B	収穫 14 日前まで	2 回以内
ダントツフロアブル	4A	収穫 7 日前まで	3 回以内
エクシードフロアブル	4C	収穫 7 日前まで	3 回以内
エミリアフロアブル	4F	収穫 7 日前まで	2 回以内
スタークル 1 キロH粒剤	4A	収穫 7 日前まで	3 回以内

(使用基準は令和 7 年 7 月 2 9 日現在)

< 農薬使用上の注意事項 >

- 1 農薬は、ラベルの記載内容を必ず守って使用する。
- 2 剤の使用回数、成分毎の総使用回数、使用量及び希釈倍数は使用の都度、確認する。
特に、蚕や魚に対して影響の強い農薬など、使用上注意を要する薬剤を用いる場合は、周辺への危被害防止対策に万全を期すること。
- 3 農薬を散布するときは、農薬が周辺に飛散しないよう注意する。
- 4 周辺の住民に配慮し、農薬使用の前に周知徹底する。
- 5 農薬の最新情報は、農薬登録情報提供システム（農林水産省）で確認できる。
農薬登録情報提供システム（農林水産省） <https://pesticide.maff.go.jp/>

※ 埼玉県農薬危害防止運動実施中！（令和 7 年 5 月 1 日～ 8 月 3 1 日）

4 問合せ先

埼玉県病虫害防除所 電話：0 4 8－5 3 9－0 6 6 1